

かわち



げんきっ子まつり♪



写真：かなえつ認定こども園
「お店屋さんごっこ/ヨーヨーやさん」から

<主な内容>

- 9月1日「防災の日」……………P 2～3
- 児童扶養手当……………P 4
- 町税の納め忘れはありませんか?……………P 5
- 9月は「動物愛護月間」、
10月は「飼い主マナー向上推進月間」です……P 16

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談
 日時 9月1日(月) } 午前10時～正午
 9月16日(火)
 場所 第2地区共同利用施設
 (福祉センター隣)
 ※弁護士相談(要予約)
 問合せ先 河内町社会福祉協議会
 ☎84-2830

教育相談
 日時 月・水・木曜日 午前9時～正午
 場所 教育委員会事務局
 問合せ先 ☎84-3322 ☎84-4730

成田空港に関する相談
 日時 月～金曜日 午前10時～午後4時
 場所 河内町役場本庁舎北側
 問合せ先 ☎84-5017
 ☎0120-84-5013

交通事故相談
 日時 月～金曜日
 午前9時～正午 午後1時～4時45分
 弁護士相談 第1・第3水曜日
 午後1時～4時(要予約)
 場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
 問合せ先 県南地方交通事故相談所
 ☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故6月発生状況
 (累計)
 発生件数(人身事故) 1件(13)
 死者数 0人(0)
 負傷者数 1人(15)
 竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 0人 転入 15人
 おくやみ 8人 転出 17人

◆ 人口・世帯 ◆

平成26年7月1日現在
 人口 9,772人 (-10)
 男 4,810人 (-2)
 女 4,962人 (-8)
 世帯数 3,396世帯 (-2)

◆ TELガイド ◆

役 場	☎84-2111 教育委員会	学校教育G	☎84-3322
	☎84-4357 事務局	生涯学習G	☎84-2843 (公民館)
水道事務所	☎84-2361	福祉センター	☎84-3699
つつみ会館	☎86-2090	保健センター	☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071	防 災 かわち (音声案内)	☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター	☎84-5455

◆ 休日診療当番医(9月) ◆

	稲敷地区	龍ヶ崎地区	
7日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎029-892-2627	みやお外科整形外科クリニック ☎62-3761	横田医院 ☎62-0047
14日	角崎クリニック ☎0297-87-6030	細井クリニック ☎66-2000	鴻巣クリニック ☎61-0151
15日	和田医院 ☎029-894-2412	福岡小児科医院 ☎66-3245	朝野循環器科クリニック ☎62-0178
21日	江戸崎眼科 ☎029-892-0262	いがらしクリニック ☎62-0936	山本医院 ☎66-3348
23日	宮本病院 ☎029-979-2114	牛尾病院 ☎66-6111	龍ヶ崎徳ヘルシークリニック ☎64-3133
28日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	吉澤胃腸内科医院 ☎66-0977	渡利耳鼻咽喉科医院 ☎62-4133

※休日当番医は変更することがあります。
 診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。
 救急医療情報コントロールセンター ☎029-241-4199
 救急医療情報システム ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
 携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

◆ ごみ収集日(9月) ◆

資源回収日	燃えないごみ収集日
A地区 2・16・30 C地区 9・23	A地区 13 C地区 27
B地区 11・25 D地区 4・18	B地区 D地区
燃えるごみ収集日	粗大ごみの予約収集日
全地区 毎週月・水・金曜日	9月中の予約→10月4日



風水害に対する注意

気象情報に注意

町における防災無線やTV、ラジオ、インターネット等から出される必要な情報を入手し役立てましょう。またゲリラ豪雨は排水が処理できない程の降雨量の為、水没、浸水、冠水しない安全な場所に避難し、時間の経過を待ちましょう。



危険な場所に近づかない

河川の増水等を見に行かないようにしましょう。また自宅の屋根等は足元が滑りやすく、突風の危険もあり、転落のおそれがありますので登らないようにしましょう。屋外への外出はできる限り控えましょう。



避難するときの注意

避難する時は、動きやすい服装で二人以上の行動を心掛けましょう。道路が浸水している場合には、下水道のマンホールや側溝等への転落の恐れがあり危険ですので出来るだけ浸水していない場所を歩きましょう。お年寄りや子ども、病气の人は早めの避難が必要ですので協力しましょう。車が水に浸かると動かなくなったり、水圧でドアが開かなくなったりして大変危険です。車での避難は出来る限り控えましょう。



普段からの心構え

避難勧告がいつ発令されても慌てないように、普段から家族で話し合いをし、避難場所の確認、連絡手段、非常袋等の確認をしておきましょう。建物周囲を点検し、飛散物は屋内へ移動または固定し、早目に雨戸等を閉めましょう。建物周囲の排水の確認および清掃等をしておきましょう。

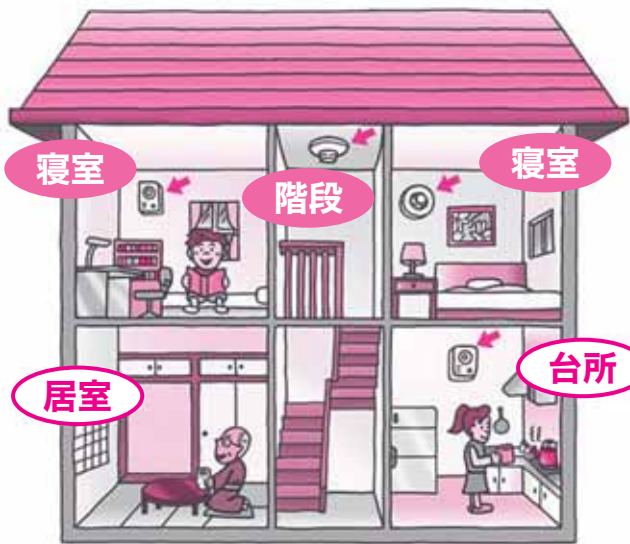


住宅用火災警報器の設置が必要です!!

火災から大切な命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

【設置例】

平成21年6月から火災予防条例により設置が義務化!!



◎設置が義務付けられている所

寝室 ・ 階段

(寝室がある階の階段上部)

◎設置をおすすめする所

台所 ・ 全ての居室

住宅用火災警報器のお問い合わせは

稲敷広域消防本部予防課 TEL 64-3744 / 龍ヶ崎消防署新河分署 TEL 84-0119

※消防署では、住宅用火災警報器等の販売行為を行うことはありません。

9月1日は『防災の日』

大正12年(1923年)のこの日、関東大震災が起こりました。

その大惨事を忘れないため、また台風の被害の多い時期であることから、昭和35年(1960年)に政府によって制定されました。また、昭和57年(1982年)からは、9月1日の「防災の日」を含む1週間(8月30日から9月5日まで)が「防災週間」と定められています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範囲にわたり甚大なる被害をもたらしました。いつ起こってもおかしくない大地震。日ごろの備えは大丈夫ですか?地域で防災意識を高め、自分たちでできる対策を行うことが大切です。いざという時のために、正しい防災知識を身に付けておきましょう。

地震 その時のポイント

◎地震時の行動

・地震だ! まず身の安全

◎地震直後の行動

・落ちついて火の元確認 初期消火

・あわてた行動 けがのもと

・窓や戸を開け 出口を確保

・門や塀には 近寄らない

◎地震後の行動

・火災や津波 確かな避難

・正しい情報 確かな行動

・確かめ合おう わが家の安全 隣の安否

・協力し合って 救出・救護

・避難の前に 安全確認 電気・ガス



地震に備えるための備え

◎身の安全の備え

・家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう

・けがの防止対策をしておこう

・家屋や塀の強度を確認しておこう

◎初動対応の備え

・消火の備えをしておこう

・火災発生の早期発見と防止対策をしておこう

・非常用品を備えておこう

◎確かな行動の備え

・家族で話し合っておこう

・地域の危険性を把握しておこう

・防災知識を身につけておこう

・防災行動力を高めておこう



地震に備えて一人ひとりができること

8月30日から9月5日は『防災週間』です

町税の納め忘れはありませんか？

あなたが町税などを滞納してしまうと…

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」…

もし町税を納めないで、そのまま放置するとどうなるのでしょうか？
 納期限が過ぎると、本税以外に督促手数料・延滞金が加算され、貴重な財産（預貯金・給与・不動産など）が差押えられます。
 さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管する場合があります。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

督促発送 納期限経過後20日以内に督促状で未納のお知らせが送付されます。督促状が発送された日から10日を過ぎても納付されないときは滞納処分を受けることになります。

財産調査 地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関・勤務先・取引先等に対し、質問・検査を実施します。

差押 財産の差押えを行います。
 ○不動産を差し押さえられると…
 ・不動産の登記簿上に「差押」が表示されます。
 ○預貯金・給与を差し押さえられると…
 ・差し押さえた預貯金・給与は滞納している税に充てられます。

換価・充当 差し押さえた財産を現金化し、滞納している税に充当します。
 滞納処分は、滞納している税が無くなるまで行います。

公平な納税のために…
 納税は、教育・労働とともに国民の大義務の一つであり、滞納となつては、納期限内に町税を納付していただくことは、納期限内に町税を納付していただくことになり、納税義務者との公平性を欠くことになり、また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになりかねません。本町では、納付できないのに納付しない滞納者に対して滞納処分を行つてい

事情がある方は…
 病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に各納期限内に納付することが困難な方については、生活状況などを聞かせていただいた上で分割による納税を認めることがあります。ただし、虚偽の申出や納付計画を厳守せず、不履行になつた場合は、強制処分の対象となります。

茨城租税債権管理機構
 県内全市町村で構成する、専門的で効率的な滞納整理を行う一部事務組合。滞納処分を前提とした財産調査・財産の差押・差押財産の公売等を行います。

延滞金について
 地方税法で徴収しなければならぬものと定められ、滞納税額を計算の基礎として納期限の翌日から起算して納付または納入される日までの期間に応じた計算をします。納期に納付をされた方にも延滞金はいただきません。

平成25年度 滞納処分状況
 ◎預貯金・給与・不動産差押 15件
 ◎税に充当した金額 ¥6,903,941円

◆税金の納付などに関する問合せ先 企画財務課 収納係 TEL 84-2111 (内線 167・168)

児童扶養手当

◆問合せ先◆
 福祉課 社会福祉係
 TEL 84-2111
 (内線 176)

児童扶養手当は、年金を受けていないひとり親家庭等に対して支給されるもので、お子さんが健やかに成長するために役立ててもらおうというものです。

◎手当を受ける資格

児童扶養手当を受けることのできる方は、次の条件の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、身体または精神に障害のある場合は20歳未満の児童）を監護している母親か父親、またはこれらの児童を養育している方で、公的年金（老齢福祉年金を除きます。）を受けていない方です。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

◎支給を受けるための手続き

手当を受けたいときは、役場福祉課窓口申請してください。認定請求の申請により、県知事の認定を受けることで手当が支給されます。

◎児童扶養手当の額

〈全部支給〉支給対象児童が ▶1人のとき…41,020円 ▶2人のとき…46,020円
 ▶3人以上のとき…46,020円に3人目以降のお子さん1人につき3,000円を加算します。
 〈一部支給〉所得に応じて、41,010円(月額)～9,680円(月額)まで設定されています。

- お母さんまたはお父さんおよび同居している方の所得により手当の一部または全部の支給が停止されることがあります。
- 支給期間が5年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になる可能性があります。お住まいの町村役場から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、就労をしている等の届出の手続きをすることにより、5年等経過後も、経過前の月と同額の手当を受給することが可能です。

認定を受けている方へ 提出を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は、現況届を8月29日までに福祉課へ提出してください。（支給停止の方も含みます。）8月以降の手当を引き続き受給できるかどうか確認するもので、提出がない、あるいは不備の場合は、8月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、2年間この届けを出さないと資格を失います。

現況届用紙は8月上旬に送付されます。（平成26年7月以降に申請された方は、届出の必要はありません。）

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。

- 婚姻の届出をしたとき
- 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（生計を同じくする異性と同居または、同居がなくともひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき
- あなたや児童が、年金(国民年金、厚生年金など)を受けることができるようになったとき
- 児童が、父または母が受ける公的年金の加算対象となったとき
 ※父または母が障害を事由として手当を受給している場合、障害基礎年金については、平成23年4月から運用の見直しを実施され、「子の加算」と「児童扶養手当」を選択できる場合があります。
- 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
- 児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、あなたが監護または養育しなくなったとき
- 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したとき
 （遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含む）
- その他支給要件に該当しなくなったとき

★平成26年度 茨城県警察官採用試験(第2回)案内

- ◆受験資格
◎男性警察官A・女性警察官A
昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人若しくは平成27年3月31日までに卒業見込みの人または人事委員会がこれと同等と認める人
◎男性警察官B・女性警察官B
昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格に該当しない人
◆申込受付期限
平成26年8月19日(火)
・郵送・持参
消印有効
・インターネット
平成26年8月18日(月)午後5時まで
◆第1次試験日
平成26年9月21日(日)
◆第2次試験日
◎身体検査・体力試験・適性検査
10月18日(土)、19日(日)のいずれか1日

警察官募集



- ◎集団討論・個別面接
11月20日(木)〜27日(木)の土日祝日を除いたいずれか1日
※日時については、第1次試験合格者ごとに通知
◆最終合格発表
平成26年12月12日(金)午前10時(予定)
◆問合せ先
〒310-8550
水戸市笠原町978番6
茨城県警察本部警務課採用係
TEL 0120-314-058
〒301-0822
龍ヶ崎市2505番地2
竜ヶ崎警察署
TEL 62-0110

河内町内小・中学校等の放射線量率測定結果 (平成26年7月9日測定) (単位マイクロシーベルト/時)

Table with columns: 施設名, 測定場所, 測定時刻, 天候, 測定値 (地上0.5m, 地上1m). Rows include 河内町役場, 生板小学校, みずほ小学校, 金江津小学校, 河内中学校, 金江津中学校, かわち認定こども園, かなえつ認定こども園.

※放射線量率測定の結果は、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定(注)して、年間の被ばく線量が1ミリシーベルトより低い値です。(注)年間の被ばく線量が1ミリシーベルトとなる放射線量率は0.23マイクロシーベルト/時間です。

◆問合せ先 総務課 TEL 84-2111 / 教育委員会事務局 TEL 84-3322

★広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)

- ◆申込方法
1.電子メールで、hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp宛て、件名を「写真希望」とし、本文に①氏名、②住所、③電話番号、④掲載月、⑤掲載ページ、⑥「○○○」が写っている写真、と明記してメールしてください。
※画像サイズは約1MBから3MB程度です。
2.電子媒体を秘書広聴課まで持参してください。(CD-R、MOなど)
★広報紙に関するご意見・ご要望、ご提案などがありましたら郵便またはメールでお送りください。

★稲敷広域消防吏員募集

- ◆試験日
平成26年9月21日(日)
◆試験会場
龍ヶ崎消防署会議室(予定)
◆職種
消防吏員(地方公務員)
◆採用予定人数 若干名
◆採用年月日
平成27年4月1日
◆受付期間
平成26年7月28日(月)〜8月28日(木)

※詳しくは、消防本部総務課までお問い合わせください。
◆問合せ先
〒301-0837
龍ヶ崎市3571番地の1
稲敷広域消防本部 総務課
TEL 64-3743
HP http://www.inashiki-kouiki.jp/index.html

★農業者年金に加入しませんか

- 農業者年金制度は、「農業者にもサラリーマン並みの年金を」という農業者の声のもと、昭和46年に創設された農業者のための公的年金制度です。平成13年までは賦課方式でしたが、平成14年に改正され、新たに積立方式の新制度として生まれ変わりました。農業者の皆さん、将来に備え、農業者年金に加入しませんか。
◆農業者年金の特徴
①農業に従事する方は広く加入できます
・国民年金の第1号被保険者(免除されていない)
・農業に年間60日以上従事している方
・20歳以上60歳未満の方
②自分で払ったものは後で返ってくる積立方式
・積立方式は加入者、受給者の数に左右されない安定した年金制度です。
③保険料は月2万円〜6万7千円の範囲で自由を選べます
・保険料は千円単位で自由に選ぶことができ、途中で増額、減額も行うことができます。
④80歳まで保証が付いた終身年金です
・年金は終身で受給できますが、仮に加入者・受給者が亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。
⑤認定農業者など担い手を対象に保険料の国庫補助があります
・認定農業者等の要件を満たしている担い手の方に対して、保険料(2万円)の2割〜5割が国から補助されます。
⑥公的年金ならではの税制上の優遇措置
・保険料は全額、社会保険料控除の対象(最大80万4千円)となり、所得税・住民税の節税につながります。また支払われる年金額も、確定申告の際に公的年金等控除の対象となります。
◆問合せ先
河内町農業委員会事務局
TEL 84-2111
または最寄のJAへ

★NAA茨城地域相談センター移転のお知らせ

6月30日よりNAA茨城地域相談センターが役場敷地内の本庁舎北側に移転されました。
地域相談センターは、航空機騒音等の環境問題や空港の運営などについて地域住民の方々が気軽に相談などに訪れることができる窓口です。
◆利用時間
月曜日〜金曜日
午前10時〜午後4時
◆場所
河内町役場本庁舎北側
◆問合せ先
TEL 84-5017
TEL 0120-84-5013



忘れていませんか



電池交換?

防災行政無線は、災害時における町からの唯一のお知らせ手段です。停電の場合でも乾電池が作動して放送を受信することができます。有効に活用できるように2年に1回定期的に交換(単2電池4本)してください。

◆問合せ先
総務課 交通防災係 TEL 84-2111 (内線122)

おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性に問題が、カラコンの使用で失明の恐れも？

消費生活相談員の松内です。皆様はカラーコンタクトレンズをご存知でしょうか。特に若い方に人気があるようで、黒目を大きく見せる黒や、ブルー、グリーン等種類もいろいろあるようです。もし皆様のお子様や知人がカラーコンタクトレンズを利用していたら、ぜひ、今回の記事を伝えてください。

コンタクトレンズは、薬事法において高度管理医療機器に分類されており、製造販売するためには厚生労働大臣の許可が必要です。一方、カラーコンタクトレンズはかつて、視力補正を目的としない物(以下、「度無し」とする)については、高度管理医療機器としての認証が不要でした。しかし、レンズの安全性が問題視され、2009年11月から「度無し」のカラーコンタクトレンズも認証が必要となりました。認証を受けたカラーコンタクトレンズは、2009年には10品目以下でしたが、2013年には、300品目程度に増加しました。

国民生活センターには、カラーコンタクトレンズに関する相談が、2004年4月から2014年3月の10年間で737件寄せられました。カラーコンタクトレンズは、透明なコンタクトレンズに比べ、酸素透過性が低く、着色部位により角膜や結膜を擦る可能性があるなど、レンズ自体の安全性の問題や、正しいケアが行われていないなど使用方法に問題が挙げられています。相談内容には、「角膜に傷がついて、失明の可能性もあるので大きな病院を紹介する」と言われた事例もありました。

今年、5月22日に公表された、国民生活センターのテスト情報をお知らせします。カラーコンタクトレンズ17銘柄に、日本で承認を受けていない個人輸入品3銘柄を加え、安全性や使用実態等のテストを実施しました。テストの結果は、透明なコンタクトレンズよりも、矯正視力が低くなったり、レンズケアによる色落ちが見られたり、直径、ベースカーブにおいて、表示値からの許容差を超え、承認

基準を満たしていないおそれのある銘柄がありました。以上から、カラーコンタクトレンズを使用する場合は、リスクを十分に理解した上で、必ず眼科を受診し、眼科医の処方に従ったレンズを選択しましょう。特に個人輸入のカラーコンタクトレンズは日本において安全性が確認されていないので、安易に購入しないようにしましょう。

◆問合せ先
経済課 消費生活相談係
TEL 8412111(内線153)
◆相談日 毎週火曜日
◆相談時間 午前9時30分～午後4時30分



～ 茨城県からのお知らせ ～



いばらき高齢者優待制度を平成26年12月から実施するに当たり、協賛していただける店舗(施設)を募集します!

1 いばらき高齢者優待制度とは

県内の65歳以上の高齢者が、協賛店舗において優待カードを提示することにより、割引やポイント加算等の優遇特典が受けられる制度です。

優待内容は、協賛店舗において、負担にならない範囲で自由に設定できます。

(サービス例)

- 料金の割引 ■毎週〇曜日はスタンプ2倍サービス ■飲み物サービス
- 〇〇円以上お買い上げで〇〇プレゼント など



登録にかかる費用の負担はありません。

2 協賛店舗(施設)になると

- 高齢者に優しい店舗として、イメージアップが図れます。
- 携帯電話からも検索できる専用サイトで、各店舗情報の紹介やHPリンクを行い、広く県民の皆さんにPRを行います。
- 協賛店舗の目印として、ステッカーを配布します。

3 優待カードとは

- 提示することで料金割引等の特典が受けられます。
- カード裏面は緊急時の連絡用として活用いただけます。
- 市町村、地域包括支援センター窓口で受け取れます。

★募集期間★ 第1期募集：平成26年10月15日(水)まで
第2期募集：平成26年10月16日(木)から随時受付

※第1期募集にお申し込み頂きますと、協賛店舗一覧(パンフレット)に掲載します。

◆申込・問合せ先◆

茨城県保健福祉部長寿福祉課 長寿企画・援護グループ
〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL 029-301-3326 FAX 029-301-3349
HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/kofuku/kofuku.htm>

❀ 平成26年度 金婚式のお知らせ ❀

平成26年度の金婚式該当者は、昭和40年1月1日～昭和40年12月31日までにご結婚されたご夫婦(戸籍上に記載されている婚姻日)です。

該当するご夫婦は、8月29日(金)までに河内町社会福祉協議会へご連絡ください。

◆問合せ先◆

河内町社会福祉協議会(福祉センター内)
事務局 久保木・大竹 TEL 84-2830



1人で悩まずご相談を～犯罪被害者相談窓口のご案内～

誰もが突然、事件や事故に遭う可能性があります。万一、被害にあってしまいどうしたらいいかわからないとき、まずはご相談ください。

- 茨城県犯罪被害者相談窓口
TEL 029-301-7830 (なやみゼロ)
- 茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」
TEL 029-301-0278
- (公社)いばらき被害者支援センター
(茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)
TEL 029-232-2736



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョッとちゃん」

高齢者を対象に視察研修
～群馬県伊香保温泉～

6月25日から26日の2日間、群馬県伊香保温泉へ高齢者を対象に地域住民の交流と長年の社会貢献への感謝を目的に、視察研修が行われました。参加した皆さんは、水澤観世音での記念撮影や参拝、伊香保石段街などに行き、目的地の伊香保温泉（ホテルきむら）に向かいました。夕食では、その土地ならではの新鮮な食材を使った料理を堪能し、歌や踊りなどを披露され、楽しい二日間を過ごしました。

1号車



2号車



3号車



生涯学習のとびら

H26.vol.90

◆問合せ先◆ 教育委員会事務局生涯学習G（中央公民館内） TEL 84-2843

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習…それが『生涯学習』です。『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報(案内や結果など)を提供、お知らせしていきます。

町歴史講座が開催されました

- ◆日時 平成26年7月6日（日） 午前10時～正午
- ◆会場 中央公民館 農事研究室
- ◆演題 利根川と河内の文化
～一茶の来遊から
俳諧、漢学、和算、国学、医学をめぐって～
- ◆講師 河内町文化財保護審議会委員 鈴木 久 先生



次回は、11月2日（日）に開催予定です。題材は、今年生誕100年、没後30年を迎えた『河内生まれの歌人 大野誠夫』を予定しています。

★★★ 各種スポーツ大会結果 ★★★

★町民バレーボール大会結果

平成26年6月1日
優勝 河内クラブ（写真）
準優勝 スカイリバー



★春季野球大会結果 平成26年5月25日～7月20日

優勝 鼎（写真）
準優勝 福智軍団
上記2チームは秋に開催される龍ヶ崎市、稲敷市との親善大会に町を代表して出場します。



★綱引き大会結果 平成26年7月6日



男子の部：優勝 第5分館B（写真）
準優勝 第5分館A



女子の部：優勝 第1分館（写真）
準優勝 第5分館C

田中氏から本が寄贈されました

7月4日、田中秋男氏（65歳・写真右から2番目）から自費出版本「筑波の牛蒡」が町に寄贈されました。田中氏は長竿出身で、最近までTV・CMプランナーとしてご活躍され、現在は取手市在住で文筆業をされています。寄贈された本は、各小中学校と中央公民館図書室で閲覧できます。田中氏は、「高校時代まで過ごしたふるさと河内の思い出を文章にすることで、後世に伝えたい」と話されていました。



のんびり にこにこ みんなあつまれ いっしょに遊ぼうタイム

子育て支援センター

- ◎かわち認定こども園 かんがるーむ ☎84-2657
- ◎かなえつ認定こども園 ふれあいランド ☎86-2616

9月の「一緒に遊ぼうタイム」の予定です

日	曜日	かわち認定こども園 かんがるーむ	かなえつ認定こども園 ふれあいランド
1	月	お話なにかな	開放日
2	火	運動遊び・リズム遊び	
3	水	★こねこね小麦粉粘土	
4	木	ふれあい遊び	
5	金	開放日	
6	土		
7	日		
8	月	お話なにかな	開放日
9	火	運動遊び・リズム遊び	
10	水	★とことこネズミ	
11	木	ふれあい遊び	
12	金	開放日	
13	土		
14	日		
15	月	敬老の日	
16	火	運動遊び・リズム遊び	開放日
17	水	身体測定	
18	木	ふれあい遊び	
19	金	開放日	
20	土		
21	日		
22	月	お話なにかな	開放日
23	火	秋分の日	
24	水	★とんぼ飛行機	開放日
25	木	ふれあい遊び	
26	金	開放日	
27	土		
28	日		
29	月	お話なにかな	開放日
30	火	運動遊び・リズム遊び	

こんなことをして遊びますよ

お話なにかな

今月は、ペープサートを使ってのお話が登場です。どんなお話かな？お楽しみに！！

ふれあい遊び

ぎゅっと抱きしめたり、そっと手を握ったりスキンシップは大切な遊びです。今月は、「あっちこっちたち」のふれあい遊びなどを楽しみます。

運動遊び・リズム遊び

リズムにあわせて元気にゴ～。みんなで楽しく踊りましょう。今月は「さんぼでサンパ」の曲にあわせて踊りましょう。

開放日

支援センターやお外で、一緒に遊んだりお話ししましょう。ママ同士パパ同士コミュニケーションの場にしてください。

身体測定

どれくらい大きくなったかな？測ってみましょう。

利用時間

- ・月曜日～金曜日（祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く）
- ・「一緒に遊ぼうタイム」は、午前10時～11時です。
- ・両方の支援センターを利用できます。
- ・子育て支援センターは、0歳から就学前のお友だちとお家の方が対象です。
- ★マークの日は準備がありますので、できれば予約の電話をお願いします。

★9月の作って遊ぼう★

★マークの日が『作って遊ぼう』の日です



とんぼ飛行機
遠くまで
飛ぶかな？

とことこネズミ
歩く姿が
可愛いよ！



食育だより VOL.47

～こころとからだを育む食育～
夏を元気に過ごすための食生活
こまめに水分補給をしよう

担当課 教育委員会事務局(担当)・子育て支援課・保健センター

夏は、暑さで食欲がなくなったり、体が疲れやすくなったりと、体調を崩しやすくなります。暑い夏を元気に過ごすためには、食生活にも気をつけることが大切です。気温が高くなる夏は、汗を大量にかくので、水分が失われ、脱水症状を起こし、熱中症にもなる危険性が高まるので、こまめに水分を補給することが大切です。

★★★ 夏を元気に過ごすための食生活 ★★★

食事をきちんととる



朝、昼、夕の3回の食事をきちんととろうね。

こまめに水分をとる



のどがかわく前に、こまめに水や麦茶を飲もうね。

冷たいものをとりすぎない



冷たいものを、とりすぎると、おなかをこわしてしまふよ。

こまめに水分補給をしよう！



一度にたくさん飲まない

一度にたくさん飲むと、胃や腸に負担をかけ、食欲をなくしたり、おなかをこわす原因になります。コップ1杯ほどを一口ずつゆっくり飲みましょう。

水や麦茶などで、水分を補給する

ジュースや炭酸飲料など糖分の多い飲料は、飲みすぎると糖分のとりすぎにもつながります。ふだんの水分補給は、水やカフェインを含まない麦茶などにしましょう。スポーツなどで、大量に汗をかいたときは、スポーツドリンクを上手に活用しましょう。

食べ物から水分を補給する

体に水分を補給するのは、飲み物ばかりではありません。みそ汁やスープ、ご飯など食事からも水分が補給できます。また、夏が旬の野菜（きゅうり、トマト、なすなど）や、くだもの（すいか、メロンなど）には、水分が多く含まれているだけでなく、汗で失われる無機質（ミネラル）も豊富です。食べ物を上手に利用して水分を補給しましょう。



給食食材の放射性物質測定結果（小中学校、認定こども園）

使用日	品目	生産地等	測定結果 (Bq/kg)			使用給食
			放射性ヨウ素131	放射性セシウム		
				セシウム134	セシウム137	
平成26年6月19日	なす	高知県	不検出(<6.93)	不検出(<12.70)	不検出(<11.30)	認定こども園(自園給食分)
平成26年6月27日	きゅうり	茨城県	不検出(<6.54)	不検出(<11.50)	不検出(<10.30)	認定こども園(自園給食分)
平成26年7月10日	じゃがいも	茨城県	不検出(<6.30)	不検出(<11.40)	不検出(<10.20)	認定こども園(自園給食分)
平成26年7月18日	ズッキーニ	茨城県	不検出(<6.46)	不検出(<11.20)	不検出(<10.20)	小・中学校・認定こども園(委託給食分)

※「不検出」とは()内です示した「検出限界値」未満であることを表しています。

<測定結果は、随時町のホームページ、教育委員会ホームページに掲載しています。>

地域包括支援センターだより

「シルバーリハビリ体操指導士」 3級養成講習会終了しました！



6月10日から始まった全6回のシルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会は6月27日を持ちまして無事終了いたしました。今回は9名の方の参加があり全員が一日の欠席もなく全課程を受講されました。

町のシルバーリハビリ体操指導士会は、町民の健康維持のため地域の中でボランティアとして「いきいきヘルス体操」の普及に貢献しています。新しく指導士になられたみなさんの今後の活躍に期待しています。

受講者の感想

◎6日間でしたがとても楽しい講習会でした。行政の方のお骨折り、また講師の方々にとっても親切に指導していただきました。

◎講習会で体の仕組みを知ることができ、大変勉強になりました。これからが本当の実践です。不安もありますが、話し合いながら一步一步進めていきたいと思います。

◎勉強した体操から足の筋肉に関する運動を拾い出し、まず（現在歩行困難となっている）姉を手助けしたいと思います。日々の生活状態をみて少しでも歩けるよう、力になりたいと考えております。

◎皆様と知り合いになり感謝しております。



受講者全員で記念撮影

『あじさい祭り』開催しました！

65歳以上の方を対象に6月11日つつみ会館にて、じゃすみん会員と一緒にお弁当を食べたり、ビンゴゲームや輪投げ大会を行いました。

このあじさい祭りは傾聴ボランティアと65歳以上の方との交流会で、今年3回目を迎えました。

会員みんなで力を合わせて準備してきた甲斐もあり、参加されたみなさんからは「こんなに楽しい集まりなら、また参加したい」と喜びの声が多く聞かれました。総勢43名のにぎやかな集いでした♪



◆傾聴ボランティアじゃすみん会では、月1回程度の訪問活動を実施しており、「お話し相手が欲しい」という高齢者の方を随時受け付けております。ご希望の方は、地域包括支援センターまでお申し込みください。

◆申込・問合せ先◆

地域包括支援センター TEL 60-4071

俳句 かわち俳句会

派手と言いい地味と言いつつ更衣 川口 ふく
 でで虫に九九を聞かせつ下校の子 若泉 栄治
 人の世の栄枯盛衰半夏生 田沼 和子
 天の川恋の逢瀬を隠す雲 大野志げ子
 悪童の手の平にあるかたつむり 杉原 利代
 来るこない小さく揺れる月見草 笠間 円
 バリトンが腹底響く牛蛙 石毛 節子
 手のひらに指が字を書く梅雨の月 寺田 節子
 新造の梅酒薄めて飲む良夜 野田美智子
 青梅の香り漬け込む昼下り 遠藤 正雄
 急ぐことあらぬ晩年かたつむり 田中 康夫

保健センターだより



9月30日で高齢者肺炎球菌ワクチン任意予防接種助成事業を終了します ～希望する方はお忘れなく～

10月1日より国の制度が変わり、成人（高齢者）肺炎球菌が予防接種法に基づく定期予防接種に含まれることに決定されました。現在、町では高齢者肺炎球菌ワクチン任意予防接種費用の一部を助成する事業を行っていますが、定期予防接種になることにより任意予防接種の助成事業が終了します。

定期予防接種になった場合、対象者が5歳刻みで限定されますので、対象年齢になる前に希望される方は、9月30日までに予防接種を受けてください。

- ◆対象者 河内町に住居登録のある満65歳以上の方
- ◆助成期限 平成26年 9月30日までに接種を受けた方
- ◆助成申請期限 平成26年10月31日までに申請してください
- ◆助成回数 生涯1回限り
- ◆助成額 1回 3,000円（後日、指定口座に助成金を振り込みます）
- ◆申請場所 河内町保健センター
- ◆持ち物
 - ・領収証原本
（医療機関で接種された方のお名前および高齢者肺炎球菌予防接種と記入してもらってください）
 - ・印鑑
 - ・保険証（住民確認のため）
 - ・銀行口座番号のわかるもの

※効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解し、かかりつけ医師にご相談の上、接種するかどうか検討してください。

※生活保護世帯、町民税非課税世帯などの人に対して、接種費用の全額公費負担はありません。

平成26年度の定期予防接種対象者

65歳	昭和24年4月2日	～	昭和25年4月1日	生まれの方
70歳	昭和19年4月2日	～	昭和20年4月1日	生まれの方
75歳	昭和14年4月2日	～	昭和15年4月1日	生まれの方
80歳	昭和9年4月2日	～	昭和10年4月1日	生まれの方
85歳	昭和4年4月2日	～	昭和10年4月1日	生まれの方
90歳	大正13年4月2日	～	大正14年4月1日	生まれの方
95歳	大正8年4月2日	～	大正9年4月1日	生まれの方
100歳	大正3年4月2日	～	大正9年4月1日	生まれの方
101歳以上	大正3年4月1日	以前に	生まれた方	（平成27年度以降は101歳以上の方は対象外になります。）

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 または 84-3682

「霞ヶ浦環境科学センター夏まつり2014」 開催のお知らせ

霞ヶ浦環境科学センターでは、霞ヶ浦水質浄化強調月間のメインイベントとして、夏まつり2014を開催します。「未来へつなげる霞ヶ浦」をテーマに、霞ヶ浦や環境問題について楽しく学べる様々な催しを用意して皆さまをお待ちしています。ぜひご来場ください。入場料は無料です。

- ◆日時 平成26年8月23日(土) 午前10時～午後3時30分
- ◆会場 霞ヶ浦環境科学センター 土浦市沖宿町1853
- ◆内容 センター研究室の一般公開/クイズラリー/体験学習(おもしろ科学実験教室、メダカ教室など)/環境保全団体等による展示/飲食コーナー、物産品の販売 など
- ◆その他 当日はセンター駐車場の利用はできません。土浦新港の臨時駐車場をご利用ください。臨時駐車場からセンターまでは無料送迎バスを運行します。土浦駅東口から無料送迎バスを運行します。
- ◆問合せ先 霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課
TEL 029-828-0961 FAX 029-828-0967
HP <http://www.kasumigaura.pref.ibaraki.jp/>

9月1日は「霞ヶ浦の日」です

私たちのかけがえのない財産、霞ヶ浦について考えてみませんか！
霞ヶ浦の水を汚している原因のうち、炊事、洗濯、入浴など家庭からの排水が約3割を占めています。日頃から、生活から出る排水に気を配ることがとても大切です。
公共下水道への接続や高度処理型浄化槽の設置のほか各家庭でできるちょっとした工夫が霞ヶ浦の水の汚れを軽減することもできます。
汚れのひどい食器はそのまま洗わずに、一度、紙などで拭いてから洗う、アクリルタワシを使用して洗剤の使用量をできるだけ減らす、お風呂の残り湯は洗濯などに有効に使うなど、日々の生活排水対策に取り組んでいただけるようお願いいたします。

あなた一人で悩んでいませんか

人には皆人権があります。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら依然として高齢者・障害者に対する人権侵害が発生しており、大きな社会問題となっています。水戸地方法務局および茨城県人権擁護委員連合会は、従来から様々な活動を通じて高齢者・障害者の人権問題に取り組んできました。

高齢者・障害者に対する暴行・虐待などのあらゆる人権侵害を電話で相談を受け付けています。秘密は厳守いたします。

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

- ◆期間 平成26年9月8日(月)～14日(日) 7日間
- ◆時間 午前8時30分～午後7時 ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで
- ◆電話番号 0570-003-110 (全国共通人権相談ダイヤル)
- ◆相談員 人権擁護委員・法務局職員
- ◆問合せ先 水戸地方法務局人権擁護課 TEL 029-227-9919

9月は「動物愛護月間」、 10月は「飼い主マナー向上推進月間」です



飼い主は、周囲に迷惑や危害を及ぼさない心くばりとしつけが大切です。

ご近所の人すべてが、犬・ねこの好きな方とは限りません。
そんな方々からも理解の得られるよう、責任をもって飼いましょう。

☆犬を放し飼いにしないで！

散歩のときも**引き綱**は必ずつけて、いつでも犬を制止できる人が同行しましょう。
特定犬は**オリ**の中で飼いましょう。

☆犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です！

『鑑札・注射済票』は**迷子札**になりますので、必ず首輪などに**装着**しましょう。

☆排泄のしつけをしましょう！

散歩中、『ふん』をしたときは、必ず持ち帰りましょう。
ねこは室内で飼うよう努めましょう。

☆鳴き声・悪臭にご用心！

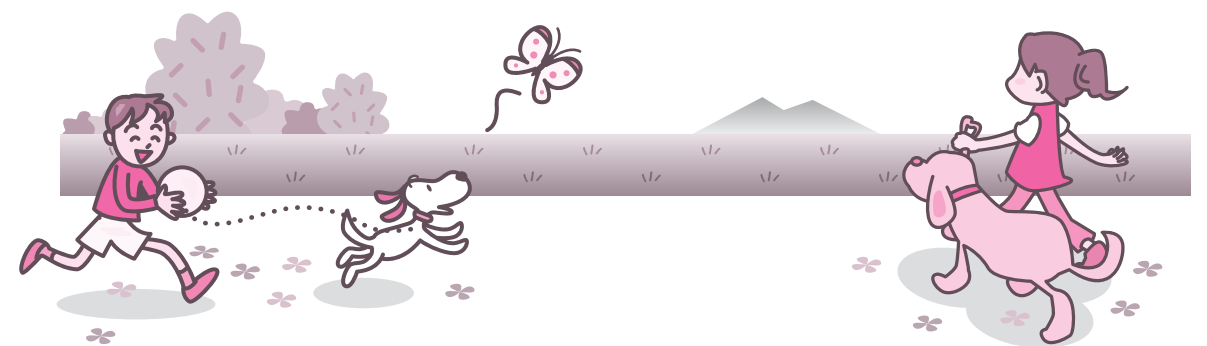
むだほえしないようにしつけましょう。
飼っている場所を**清潔**に心がけましょう。

☆犬・ねこを捨てないで！

子犬・子ねこは飼っていただける方が必ず見つかるとは限りません。
飼い主の責任で**不妊・去勢手術**を受けましょう。

☆犬・ねこにエサだけ与えている人へ！

飼うなら責任をもって、他の人への迷惑をかけないように正しく飼いましょう。
無責任な飼い方は、みだりに繁殖させ、犬・ねこを不幸にしてしまいます。



◆問合せ先◆
茨城県動物指導センター TEL 0296-72-1200 / 都市整備課 環境G TEL 84-2111 (内線141)

みんなのまど

8月 August

「行政書士無料相談会」開催のお知らせ

- ◆日時 平成26年8月16日(土) 午後1時～4時
- ◆場所 稲敷市江戸崎公民館 (パンプ隣)
- ◆内容 相続や遺言等に関すること/法人設立や営業許可等に関すること/農地法の許可に関すること/国、公有地の払下げ等に関すること/国籍や帰化、永住(就労)ビザ等に関すること
※事前予約は不要です。

◆問合せ先 茨城県行政書士会南支部 TEL64-1850

平成27年度

茨城県立農業大学校学生募集のお知らせ

県立農業大学校では、高校等卒業生(若しくは見込者)を対象に農業部(農学科40名・畜産学科10名)、園芸部(園芸学科30名)の学生を募集します。1年生は全寮制で、2年生は希望入寮制となります。また、農業大学校卒業生、短期大学等の卒業生(若しくは見込者)を対象として、研究科(作物・園芸・畜産の専攻コース)10名を募集します。本校は、学生が「自ら考え・学び、自ら実践」することを教育方針とし、農業の担い手の養成並びに農村地域における指導的役割を果たす農業者を育成しています。経費は、入学料、授業料および食費、教材費等の実費分が必要です。

なお、一定の条件を満たせば、日本学生支援機構の奨学金を受給できます。

- ◆入学願書の受付期間
 - ・推薦入学(各学科) 平成26年9月30日～10月15日
 - ・一般入学・前期(各学科) 平成26年11月12日～12月3日
 - ・一般入学・後期(各学科) 平成27年2月6日～25日
 - ・研究科 平成26年11月12日～12月3日
- ◆入学試験日
 - ・推薦入学(各学科) 平成26年10月24日
 - ・一般入学・前期(各学科) 平成26年12月12日
 - ・一般入学・後期(各学科) 平成27年3月6日
 - ・研究科 平成26年12月12日
- ◆問合せ先 茨城県立農業大学校
TEL029-292-0010 FAX029-292-0903
HP <http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nodai/>

在職者訓練の受講生募集

県立土浦産業技術専門学院では在職者訓練の受講生を募集しています。受講料は2,980円です。

- ◆講座名 アーク溶接特別教育
- ◆内容 労働安全衛生法に基づく特別教育
- ◆日時 平成26年10月8日(水)、9日(木)、10日(金)の3日間
午前9時～午後5時
- ◆申込期間 8月7日(木)～9月5日(金) 期間内必着
- ◆定員 20名
- ◆講座名 第二種電気工事士受験対策(技能)B
- ◆内容 第二種電気工事士の技能試験対策
- ◆日時 平成26年10月18日(土)、19日(日)、25日(土)
午前9時～午後4時
- ◆申込期間 8月18日(月)～9月16日(火) 期間内必着
- ◆定員 20名
- ◆申込方法 往復はがきに ①講座名 ②氏名 ③住所 ④電話

番号 ⑤年齢 ⑥職業(会社名)をご記入の上、申込期間内(必着)に当学院あて郵便。(1人1葉)または土浦産業学院ホームページから申し込みください。

定員を超えた場合は、抽選による選考となります。選考結果を返信はがきまたはメールで申込者に通知いたしますので、当選者は受講決定通知を受け取った後、本学院窓口で受講料を添えて申請をしていただきます。

- ◆申込・問合せ先 茨城県立土浦産業技術専門学院
〒300-0849 土浦市中村西根番外50
TEL029-841-3551 HP <http://www.t-gakuin.ac.jp/>

専門家による困りごと無料相談会

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士が、無料相談に応じます。

法律や行政、税務、会計、労働・社会保険、不動産についてのご相談のある方はお気軽にご来場ください。(当日受付順・事前予約不可)

- ◆日時 平成26年9月7日(日)
午前9時30分～午後3時(受付:午後2時30分終了)
- ◆場所 茨城県産業会館 大会議室
水戸市桜川2-2-35 TEL029-227-7121
- ◆問合せ先 茨城県社会保険労務士会
水戸市本町3-20-8 本町壱番館ビル2階
TEL029-226-3296 FAX029-226-9440

8月の納税等

- | | |
|-----------------|------------------|
| 町 県 民 税 (2期) | 納付期限は
9月1日です。 |
| 国民健康保険税 (2期) | |
| 介護保険料 (3期) | |
| 後期高齢者医療保険料 (2期) | |

お知らせ：納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

航空科学博物館イベント情報



企画展示 こどものための航空科学

- ◆日時 平成26年8月1日(金)～10月26日(日)
- ◆場所 航空科学博物館2階 展示室
- ◆費用 入館料のみ
- ◆内容 航空の科学をいろいろな実験装置で体験しよう!

集まれ日本航空空港車両

- ◆日時 平成26年8月24日(日)
- ◆場所 航空科学博物館 野外展示場等
- ◆内容 旅客機の運航をはじめとし、空港内の様々な場所で活躍している特殊車両を身近にご覧いただく企画です。館内では航空機の誘導等を模擬体験できる「グランドハンドリング教室」も合わせて開催いたします。

- ◆問合せ先 航空科学博物館 TEL0479-78-0557
〒289-1608 千葉県山武郡芝山町岩山111-3

8月は経済産業省主催の
電気使用安全月間です

安全3つのポイント!

コードが下敷きになっているよ!

タコ足配線はキケンだよ!

プラグはコマメに抜いてね!

OFF!

ぼくは安全しゅん

関東電気保安協会 <http://www.kdh.or.jp/>

町長と行く リンゴ狩り ツアー

高齢者福祉施策企画第2弾として、河内町在住の高齢者を対象に町長と行くリンゴ狩りツアーを計画しました。今回は、町民の交流を目的とし、体験や秋の味覚を食することを通して同年代の方々の親交が少しでも深まればと思います。

- ◆日時 平成26年9月30日(金)
- ◆目的地 大子方面
- ◆負担金 5,000円(1名)
- ◆申込方法 長寿クラブ、かわち寿大学の会員の方
単位会長または役員に申し込んでください。
その他の方
福祉課または社会福祉協議会(福祉センター内)へ
申し込んでください。
- ◆申込期間 平成26年8月25日(月)～9月5日(金)
(平日のみ:午前9時～午後4時)
- ◆問合せ先 福祉課 高齢福祉係 TEL84-2111 (内線176)



町長の動静

7月の主な行事

- | | |
|-----|------------------------------|
| 30日 | 員全員協議会 |
| 29日 | 龍ヶ崎地方塵芥処理組合協議会臨時会/議水道運営審議会 |
| 22日 | 文化協会理事会並びに総会 |
| 18日 | 前/総合開発審議会 |
| 17日 | 街頭キャンペーン(ミニストップ金江津店) |
| 16日 | 浄化槽促進協議会理事会・総会 |
| 15日 | 処理組合管理者等会議 |
| 14日 | 町農業再生協議会総会/龍ヶ崎地方塵芥処理組合管理者等会議 |
| 13日 | 町国民健康保険団体連合会総会・理事会 |
| 12日 | 町村圏事務組合協議会管理者等会議 |
| 11日 | 牛久沼運営協議会総会/稲敷地方広域市中学生海外派遣結団式 |
| 10日 | 期成同盟会総会/企業防衛対策協議会総会 |
| 9日 | 龍ヶ崎地方総合振興協議会総会 |
| 8日 | ミネルバ21定例会 |
| 7日 | 霞ヶ浦北浦治水水環境促進同盟会総会 |
| 4日 | 庁/県南町村会総会 |
| 3日 | 江戸崎下総線完成披露会/田中氏寄付来津小学校) |
| 2日 | 学校統合基本計画(案)に係る説明会(金江公民館) |
| 1日 | 学校統合基本計画(案)に係る説明会(中央公民館) |